

統計データの二次的利用の現状 —利用制度とその実態及び助成制度—

独立行政法人統計センター 角田 敏
一橋大学経済研究所 阿部 穂日

国勢調査をはじめとする国が作成する統計（公的統計）は、社会全体で利用される情報基盤と位置付けられている。統計法が全面改正された2009年（平成21年）4月以降、公的統計データの二次的な利用の促進を図るため、学術研究や高等教育を目的とした一般の方からの申出に対して「匿名データの提供」や「オーダーメイド集計の提供」が可能となった。

匿名データの提供やオーダーメイド集計の利用に当たっては、いずれも有償での提供であり、その研究内容や教育内容を社会に還元するために公表すること等の利用要件を満たしているかどうか、審査を受ける必要がある。

本報告では、独立行政法人統計センターが行っている匿名データの提供及びオーダーメイド集計で利用可能な統計調査（年次）やそれらの利用手続、提供状況等について紹介する。

また、統計センターのサテライト機関である一橋大学から、匿名データの高等教育における事例報告及び研究費用を助成する『政府統計匿名データ利用促進プログラム』の概要を紹介する。

1. 匿名データの提供

統計調査から得られた調査票情報について、調査客体が特定されないように匿名化措置*を施した匿名データを、利用申出を行った申出者に対して提供（貸与）している。申出者はこの匿名データを利用して、新たな研究分析を行うことができる。

2. オーダーメイド集計

申出者独自のオーダーに基づいて、行政機関が作成していない新たな統計を、調査票情報を用いて集計し、その集計結果を提供している。申出者はこの集計結果に基づいた研究分析を行うことができる。

3. 高等教育における事例（一橋大学）

匿名データは研究目的だけではなく、高等教育を目的とした提供も行っている。これにより匿名データから講義資料を作成し配布したり、匿名データをそのまま学生に利用させる講義や演習を行ったりすることができる。一橋大学では匿名データを学生が直接利用する、少人数の演習が実施された例がある。

4. 政府統計匿名データ利用促進プログラムの概要（一橋大学）

一橋大学では、匿名データの若手研究者による利用促進を図るため、常勤研究者を志望する40歳未満の者へ10万円までの助成を行っている。この助成は匿名データ利用手数料だけでなく、研究成果を報告する学会への旅費などにも充てることができる。

- 参考 [1] 公的統計のマイクロデータの利用（統計センター）
<http://www.nstac.go.jp/services/archives.html>
[2] 学術研究・高等教育のための公的統計マイクロデータ利用（一橋大学）
<http://rcisss.ier.hit-u.ac.jp/Japanese/micro/index.html>

*単に氏名など個体を直接識別できる情報を削除するのみならず、個々のデータの特徴から個体が間接的に特定されることがないように、地域区分や様々な属性に関する詳細な分類区分を統合して情報を粗くしたり、特異なデータを削除したりするなどの処理。